

議案第3号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月26日提出

富津市長 高橋恭市

提案理由

一般職の職員に係る期末手当の支給割合を引き下げるに伴い、議会議員に係る期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正するものである。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。